平成２７年（フ）第７１８号
京都市南区東九条東札辻町14番地　チコーベルメゾン札の辻２―2206号、前住所京都市伏見区深草ヲカヤ町23番地６　サポートホーム11号室
債務者　榎本　謙二
1　決定年月日時　平成27年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第７７９号
京都市伏見区向島善阿弥町14番地18
債務者　川原　孝志
1　決定年月日時　平成27年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第８３０号
京都市山科区西野岸ノ下町18番地の20
債務者　佐野和裁こと　佐野　保博
1　決定年月日時　平成27年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第８６８号
京都府乙訓郡大山崎町字円明寺小字海道28番地４
債務者　森　小百合（旧姓松永）
1　決定年月日時　平成27年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第８７３号
京都市右京区太秦朱雀町13番地　平和荘18号
債務者　小林　　薫
1　決定年月日時　平成27年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第８８１号
京都市右京区嵯峨釈原町20番地11　ヤマテマンション305号、前住所京都市右京区嵯峨野開町13番地５　グレースハイツ嵯峨野106号
債務者　小俣　瑠美
1　決定年月日時　平成27年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第９０３号
京都府宇治市小倉町西浦88番地の70　ヴィラ小倉202号
債務者　辻村　三郎
1　決定年月日時　平成27年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第９０４号
京都府京田辺市薪水取１番地３　ヴェルデ壱番館203
債務者　石田　清太
1　決定年月日時　平成27年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第９０６号
京都府相楽郡南山城村大字北大河原小字釜ノ子29番地186
債務者　湊　　眞二
1　決定年月日時　平成27年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第９２１号
京都市上京区千本通上長者町上る百万遍町81番地２　グランタック千本303号室、前住所京都市北区大宮西野山町16番地76
債務者　村上　正進
1　決定年月日時　平成27年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第９２２号
京都府宇治市大久保町旦椋50番地の１　府営西大久保団地31棟503号
債務者　大山　和久
1　決定年月日時　平成27年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第９２５号
京都市右京区西京極前田町28番地　メゾンブランシェ305号
債務者　**窠**本　丈嗣
1　決定年月日時　平成27年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第９２８号
京都市西京区嵐山上海道町３番地の６
債務者　久我　静江
1　決定年月日時　平成27年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第９７号
佐賀県武雄市山内町大字三間坂甲13350番地１
債務者　水田　初江
1　決定年月日時　平成27年10月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月５日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２７年（フ）第９８号
佐賀県武雄市山内町大字三間坂甲13350番地１
債務者　水田　和彦
1　決定年月日時　平成27年10月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月５日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２７年（フ）第１０８号
佐賀県鹿島市古枝甲956番地17　市営古枝住宅３―302号
債務者　古賀　隆広
1　決定年月日時　平成27年10月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月５日まで
佐賀地方裁判所武雄支部